

平成30年4月1日施行

みよし市中小企業及び 小規模企業振興基本条例

地域全体で
中小企業、小規模企業を応援しましょう！！



地域が一体となって中小企業・小規模企業を応援します！

どうして条例が必要なのです？



みよし市には、製造業や小売業、サービス業など約2,000の事業所があり、そこで約3万7,000の方が働いています。市内の事業所のうち、約9割が中小企業・小規模企業です。

中小企業や小規模企業は、それぞれの事業活動を通じてみよし市の地域経済をけん引するとともに、地域社会の担い手としてまちづくりに貢献してきました。しかし、経済の国際化による企業間の競争の激化や国内の少子高齢化による人口減少社会の到来など、中小企業及び小規模企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

みよし市の発展に重要な役割を担う中小企業及び小規模企業が発展をしていくためには、自ら挑戦する中小企業及び小規模企業とともに振興に関わる地域の各主体が連携・協力をし、支援を行っていくことが重要です。そこで、基本理念や施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、みよし市の発展に寄与することを目的にこの条例を制定します。

中小企業者・小規模企業者ってなあに？



中小企業基本法第2条第1項各号及び第5項に規定する資本金、従業員数のいずれかの基準を満たす事業者のことです。

業種分類	中小企業者		
	資本金の額、 または出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

条例ができたらどうなるの？



中小企業及び小規模企業振興基本条例を制定することで、地域の各主体において中小企業及び小規模企業の振興が地域社会の発展と市民生活の向上に欠かせないものであることの認識が広がるとともに、それぞれの役割が共有され協働が図られることにより、中小企業及び小規模企業の振興に向けた一体となった取り組みが促進されます。

条例の仕組みは？



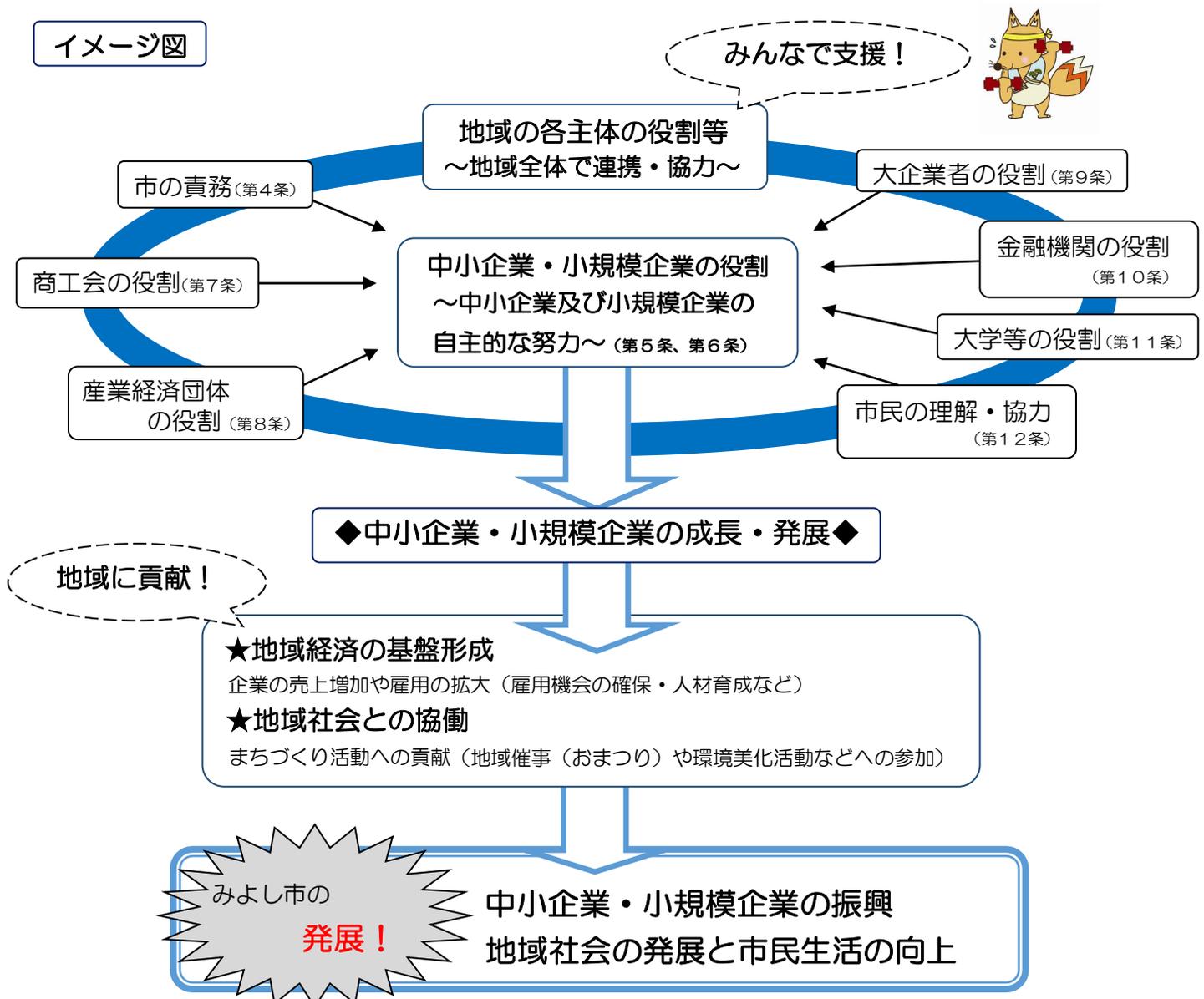
★目的（第1条抜粋）

中小企業及び小規模企業の振興についての基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、中小企業及び小規模企業の振興、地域社会の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

★基本理念（第3条抜粋）

- 中小企業者及び小規模企業者が、自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が促進されること。
- 中小企業者及び小規模企業者が、地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- 中小企業者及び小規模企業者は、市、国、県、商工会、産業経済団体、大企業者、金融機関、大学等、市民の協働により行うこと。

イメージ図



中小企業・小規模企業振興のために「各主体」が行うことは？



市

- 中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の策定・実施
- 地域の各主体と協力し、効果的に中小企業及び小規模企業の実態把握、施策の策定・実施

小規模企業者

- 地域の特色を活かした事業活動への取り組み、小規模企業や各主体との連携・協働、自主的に円滑で着実な事業運営
- 地域が取り組むまちづくり活動に貢献するなど、地域社会の発展・市民生活の向上に寄与、市の施策への協力

産業経済団体

- 中小企業及び小規模企業の自主的な取り組み、産業界・事業者間の連携を支援、成長発展に協力、市の施策への協力

金融機関

- 中小企業者及び小規模企業者に適した円滑な資金供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援による中小企業者及び小規模企業者の成長発展への協力、市の施策への協力

市民

- 中小企業及び小規模企業振興が地域社会の発展・市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業及び小規模企業の成長発展に協力

中小企業者

- 自らの創意工夫による主体的な経営改善・向上
- 雇用機会の確保、人材の育成、ワークライフバランスなどの労働環境の整備
- 地域が取り組むまちづくり活動に貢献するなど、地域社会の発展・市民生活の向上に寄与
- 自らの経営力の強化のため、情報収集及び相互の連携・交流
- 小規模企業者が重要なパートナーであることの認識、連携し成長発展に協力、市の施策への協力。

商工会

- 中小企業者及び小規模企業者の経営の発達・改善・革新のための取り組みを積極的に実施
- 中小企業者及び小規模企業者の実態把握、会員相互の関係強化の促進・他団体との連携、市の施策への協力

大企業者

- 中小企業及び小規模企業が自らの事業活動の維持・発展のために重要な存在であることを認識し、成長発展に協力、市の施策への協力

大学等

- 人材育成や学生への情報提供、研究開発やその成果の普及による中小企業及び小規模企業の成長発展に協力
- 産学の連携を通じた研究開発等による中小企業及び小規模企業の成長発展に協力、市の施策への協力

市が行う施策の基本方針は？



- ★ 経営基盤の強化、経営革新の促進
- ★ 新たな事業分野への進出、市場開拓の促進
- ★ 人材の育成及び確保、雇用の安定
- ★ 資金調達の円滑化
- ★ 中小企業者及び小規模企業者相互の連携、地域の各主体との連携の促進
- ★ 市内中小企業者及び小規模企業者の受注機会確保の推進
- ★ 市民や商工会、産業経済団体などへの理解及び協力の促進
- ★ 施策の推進に対する意見聴取・調査、状況把握、検討、必要な措置の実施
- ★ 財政上の措置

どんな取り組みを進めるの？



市は、「施策の基本方針」に基づき、各種施策を推進していきます。

事業一覧

事業名等	施策の基本方針
みよし市商工業活性化補助金 知的財産取得支援事業 日本国特許庁への特許の出願、出願審査請求・国内実用新案登録の出願を行うとき 事業拡充支援事業 市内で店舗・工事の拡大を手がけ、または機械を購入して5年以上事業を継続するとき 事業合理化支援事業 市内で既存の店舗・工場の合理化を手がけ、または機械を購入して5年以上事業を継続するとき	経営基盤の強化
みよし市高度先端産業及び新規成長産業立地奨励金制度 高度先端産業の工場等の新增設を行うとき（21世紀高度先端産業立地補助金との連携制度） 新規成長産業の工場等の新增設を行うとき	
みよし市企業再投資促進補助金 原則20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場・研究所の新增設を行うとき	
みよし市ベンチャー起業家支援奨励金制度 市内でベンチャー企業を営む中小企業者で、愛知県経済環境適応資金融資制度の「パワーアップ資金」のうち、「新技術の導入・研究開発に必要な設備資金及び運転資金、先端技術設備の導入に必要な設備資金」の融資、または「あいち中小企業応援ファンド」による助成をこれから利用するとき	
セミナー等の情報提供 国や愛知県等が行う、企業を対象としたセミナーが開催される場合は、ホームページを通じて情報提供を行います	
みよし市商工業活性化補助金 特産品等開発事業 地域資源を活用した新商品の開発に取り組むとき 販路拡大支援事業 販路拡大を図るため、次の事業を行うとき ・商品見本市、展示会への出展 ・新規にインターネットのホームページを作成 ・看板（屋外広告）の作成	販路拡大の促進

<p>みよし市商工業活性化補助金 空き店舗・工場活用事業 市内の空き店舗・工場を賃貸し、5年以上事業を継続するとき</p> <p>創業支援事業 新たな事業を手がけ、5年以上事業を継続するとき</p> <p>専門家派遣事業 （独）中小企業基盤整備機構、または（公財）あいち産業振興機構の専門家派遣事業を利用するとき</p>	創業の促進
<p>みよし創業塾、週末個別相談 創業・起業するときに必要な知識とノウハウを経験豊富な講師がお教えします</p>	
<p>みよし市商工業活性化補助金 人材育成事業 社員教育・資格取得等のために専門の講師を呼び、講習会・研修会を開催するとき、社員が業務のために国家資格を取得するとき</p> <p>研修受講事業 中小企業大学校 瀬戸校、中部職業能力開発促進センター、国、地方公共団体の実施する研修を受講し、修了書の交付を受けたとき</p> <p>人材確保事業 市内外で行われる合同企業説明会へ出展をするとき</p>	人材の育成 及び確保
<p>就労支援センター「ジョブサポートみよし」の開設 就職を希望する人へ「求人情報の検索」「職業相談・紹介」等のサービスの提供や就労支援セミナーを開催します</p>	
<p>企業合同説明会の実施 連携市町と合同で、新卒者・卒業後3年以内の既卒者を対象とした企業合同説明会を開催します</p>	
<p>みよし市中小企業退職金共済補助金 中小企業退職金共済事業本部、または特定退職金共済事業に新規加入契約しているとき</p>	福利厚生 の支援
<p>みよし市信用保証料補助金 小規模企業等振興資金または経済環境適応資金（サポート資金、パワーアップ資金）の融資を受けたとき</p>	資金調達の 円滑化
<p>みよし市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 (株)日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資を受けたとき</p>	
<p>産学連携事業 産学連携による、中小企業者及び小規模企業者の研究開発への支援を行います</p>	産学連携 の支援
<p>企業間連携事業 中小企業者及び小規模企業者に対して、企業間連携の支援を行います</p>	企業間連携 の支援

<p>みよし市発注の工事等における受注機会の確保</p> <p>市が発注する工事等について、適正な予算執行や公平な競争、適正な契約履行に留意しながらも、市内の中小企業及び小規模企業の成長発展を考慮して、受注機会の増大を図ります</p>	<p>受注機会 確保の推進</p>
<p>市民等への促進</p> <p>広報紙やホームページへ条例の紹介等を行い、市民等への理解及び協力の促進をします</p>	<p>市民等への 理解・協力の 促進</p>

※補助対象者や補助対象経費、補助金額等には条件があります。また、みよし市商工業活性化補助金は予算の範囲内において交付します。詳しくは、産業課までお問合せください。



問い合わせ先

みよし市環境経済部産業課

〒470-0295

みよし市三好町小坂50番地

TEL:0561-32-8015

FAX:0561-34-4189